

ぜひご協力を 東久留米市施策 成果アンケート調査 を実施します

市では、まちづくりの課題として設定した施策の成果を把握するため、市民の皆さん

の声を聞き取る「東久留米市施策成果アンケート調査」を、4月19日(日)まで実施します。

調査は、市に住民登録されている20歳以上の方の中から無作為に2000人を抽出し、郵送で調査票を送付します。

調査結果は7月に市ホームページ等で公表します。調査票が届いた方は、ぜひご協力ををお願いします。

詳しくは企画調整課行財政改革担当 ☎470・7702へ。

都シルバールパスを 発行します



満70歳以上の都民の皆さんは、申し込みにより、都バス、都営地下鉄、都電、都内民営バスを利用できる「東都シルバールパス」が発行されます。有効期限は発行日より9月30日までです。

申し込み方法

費用と書類を持参の上、最寄りのシルバールパス取り扱いバス営業所等に申し込んでください。

費用・持ち物

●本人の市民税が課税の方
【費用】1万255円(4月～9月発行分)

【持ち物】保険証または運転免許証など、住所・氏名・生年月日が確認できる本人確認書類

●本人の20年度市民税が非課税の方
【費用】1000円

【持ち物】①保険証または運転免許証など、住所・氏名・生年月日が確認できる本人確認書類②介護保険料納入決定通知書(所得段階区分欄に非課税の段階が記載された

国民健康保険

詳しくは保険年金課国保年金資格係 ☎470・7732へ。

会社を退職、または会社で就職したら国民健康保険の加入・喪失の手続きをお願いします。

市内に住所があつて会社の健康保険等に加入していない方は、国民健康保険に必ず加入することになります。

●本人の20年度市民税は課税だが、17年度市民税は非課税の方
【費用】税制改正に伴う「経過措置」として、21年度は1000円で発行

【持ち物】①保険証または運転免許証など、住所・氏名・生年月日が確認できる本人確認書類②「17年度介護保険料納入(決定)通知書の所得段階区分欄に1～3のいずれかの段階が記載されたもの(17年度市民税は非課税となりません)または「17年度住民税非課税証明書」

満70歳になる月の初日から申し込みができます。詳しくは社団法人東京バス協会・シルバールバス専用電話 ☎03・5308・6950(午前9時～午後5時。土曜・日曜日、祝日を除く)または都シルバールバス市内取り扱い窓口(西武バス株式会社滝山営業所 ☎474・2525(午前9時～午後5時)および同社東久留米駅案内所 ☎472・9061(午前10時～午後5時)へ。

申込時期

満70歳になる月の初日から申し込みができます。詳しくは社団法人東京バス協会・シルバールバス専用電話 ☎03・5308・6950(午前9時～午後5時。土曜・日曜日、祝日を除く)または都シルバールバス市内取り扱い窓口(西武バス株式会社滝山営業所 ☎474・2525(午前9時～午後5時)および同社東久留米駅案内所 ☎472・9061(午前10時～午後5時)へ。

会社の健康保険に入れませんか

会社や工場等の法人に勤務されている方やその家族の方は、国民健康保険に必ず加入することになります。

国民健康保険に加入したときは、国民健康保険の加入・喪失手続きが必要になりますので、忘れずに手続きをしてください。

国保加入・喪失・変更するの必要なものは、下表を参照してください。

けされていて、病気やけがをしたときには必要な保険給付が行なわれ、生活を安定させる仕組みが取られています。このような方は国民健康保険に加入することができませんので注意してください。

パートやアルバイトの方も勤務日数・時間が一般の従業員の4分の3以上ある場合は、国民健康保険や厚生年金に加入することになります。

また、個人事業所で従業員が5人以上いる場合も同様です。

国民健康保険への加入については、職場の担当者や管轄の社会保険事務所等へ相談してください。

国民年金

21年度の国民年金保険料は月額1万4660円です

21年度の国民年金保険料は、250円引き上げられ、月額1万4660円となります。

国民年金保険料の引き上げは、急速な少子高齢化に対応し、制度の安定を図るため、17年～20年度の間、年度ごとに引き上げられることとなっています。

なお、保険料の納め忘れがあると、将来受け取る年金が少なくなるだけでなく、年金が受けられなくなる場合もありますので、保険料は必ず翌月の納期までに納めましょう。

21年度の年金額は20年度と同額です

21年度の年金額(国民年金・厚生年金)は20年度と56・1411へ。

国民年金

21年度の年金額は20年度と同額です

21年度の年金額(国民年金・厚生年金)は20年度と56・1411へ。

さいわい福祉センター

都型ショートステイの利用者負担が変更になります

さいわい福祉センターで実施している都型ショートステイの利用者負担が、変更になります。

【変更日】4月1日

詳しくは障害福祉課地域支援係 ☎470・7747へ。

利用者負担が変更になります

さいわい福祉センターで実施している都型ショートステイの利用者負担が、変更になります。

【変更日】4月1日

詳しくは障害福祉課地域支援係 ☎470・7747へ。

変更に内容

利用者負担が、応能負担から定率負担(1泊8000円の1割)に変更になります。

なお、軽減措置として、利用者世帯の当該年度(4月～9月の利用は前年度)の市民税が非課税の場合は半額を、生活保護受給世帯は全額を免除します(下表参照)。また、18歳以上の方は本人および配偶者のみの課税状況で算定します。

変更に内容

利用者負担が、応能負担から定率負担(1泊8000円の1割)に変更になります。

なお、軽減措置として、利用者世帯の当該年度(4月～9月の利用は前年度)の市民税が非課税の場合は半額を、生活保護受給世帯は全額を免除します(下表参照)。また、18歳以上の方は本人および配偶者のみの課税状況で算定します。

国民健康保険への加入・喪失・変更に必要な書類

手続きが必要なとき	加入・喪失・変更の際に必要な書類等
市に転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書、印鑑(認め印)
会社の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書(資格喪失証明書等)、印鑑(認め印)、被保険者証(世帯主に変更があるとき)
会社の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者からはずれた証明書、印鑑(認め印)、被保険者証(世帯主に変更があるとき)
子どもが生まれたとき	被保険者証、母子健康手帳、世帯主名義口座番号の分かるもの、印鑑(認め印)
生活保護を廃止するようになったとき	生活保護廃止決定通知、印鑑(認め印)
市から転出するとき	被保険者証、印鑑(認め印)
会社の健康保険に入ったとき、また、被扶養者になったとき	国保と会社の両方の被保険者証、印鑑(認め印)
死亡したとき	被保険者証、喪主であることが確認できるもの(会葬御礼のはがき等)、喪主の口座番号が分かるもの、印鑑(認め印)
生活保護を受けるようになったとき	生活保護開始決定通知、印鑑(認め印)
退職者医療制度の対象になったとき	被保険者証、年金証書、印鑑(認め印)
退職者医療制度の対象でなくなったとき	被保険者証、印鑑(認め印)
▼市内で住所が変わったとき	被保険者証、印鑑(認め印)
▼世帯主や氏名が変わったとき	被保険者証、印鑑(認め印)
▼世帯が分かれたり、一緒になったとき	被保険者証、印鑑(認め印)
修学のため別に住所を定めるとき	被保険者証、新住所の住民票、在学証明書、印鑑(認め印)
被保険者証を無くしたとき	窓口で再交付の申請が必要、印鑑(認め印)

※世帯主の自筆署名の場合、認め印は省略できます。

《各種問い合わせ先》

- 社会保険(健康保険、厚生年金)に関すること
武蔵野社会保険事務所 ☎0422・56・1411
- 労働基準・労災に関すること
三鷹労働基準監督署 ☎0422・48・1161

国民健康保険への加入・喪失・変更に必要な書類

手続きが必要なとき	加入・喪失・変更の際に必要な書類等
市に転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書、印鑑(認め印)
会社の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書(資格喪失証明書等)、印鑑(認め印)、被保険者証(世帯主に変更があるとき)
会社の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者からはずれた証明書、印鑑(認め印)、被保険者証(世帯主に変更があるとき)
子どもが生まれたとき	被保険者証、母子健康手帳、世帯主名義口座番号の分かるもの、印鑑(認め印)
生活保護を廃止するようになったとき	生活保護廃止決定通知、印鑑(認め印)
市から転出するとき	被保険者証、印鑑(認め印)
会社の健康保険に入ったとき、また、被扶養者になったとき	国保と会社の両方の被保険者証、印鑑(認め印)
死亡したとき	被保険者証、喪主であることが確認できるもの(会葬御礼のはがき等)、喪主の口座番号が分かるもの、印鑑(認め印)
生活保護を受けるようになったとき	生活保護開始決定通知、印鑑(認め印)
退職者医療制度の対象になったとき	被保険者証、年金証書、印鑑(認め印)
退職者医療制度の対象でなくなったとき	被保険者証、印鑑(認め印)
▼市内で住所が変わったとき	被保険者証、印鑑(認め印)
▼世帯主や氏名が変わったとき	被保険者証、印鑑(認め印)
▼世帯が分かれたり、一緒になったとき	被保険者証、印鑑(認め印)
修学のため別に住所を定めるとき	被保険者証、新住所の住民票、在学証明書、印鑑(認め印)
被保険者証を無くしたとき	窓口で再交付の申請が必要、印鑑(認め印)

※世帯主の自筆署名の場合、認め印は省略できます。

手話講習会 受講者募集

聴覚障害者への理解を深め、手話通訳者を目指すことを目的とした手話講習会です。年間を通して受講できる方を募集します。

【講習日時】①入門(初級)・基礎(中級) ②5月18日～22年2月の毎週月曜日③応用(上級)・実践(通訳養成クラス) ④5月16日～22年2月の毎週土曜日。時間はいずれも午前10時～正午

【会場】市役所7階会議室

【費用】無料。テキスト代等が必要なお金があります

【応募資格】①は市内在住、470・7747へ。

手話講習会 受講者募集

聴覚障害者への理解を深め、手話通訳者を目指すことを目的とした手話講習会です。年間を通して受講できる方を募集します。

【講習日時】①入門(初級)・基礎(中級) ②5月18日～22年2月の毎週月曜日③応用(上級)・実践(通訳養成クラス) ④5月16日～22年2月の毎週土曜日。時間はいずれも午前10時～正午

【会場】市役所7階会議室

【費用】無料。テキスト代等が必要なお金があります

【応募資格】①は市内在住、470・7747へ。

難病疾患啓発活動に対する補助金を交付します

難病疾患の啓発および支援のために活動する当事者団体等に対して、活動費の一部を補助します。ぜひ応募してください。

【対象】難病疾患の当事者団体等(対象団体は一団体)

申し込みと詳しくは、4月20日(月)までに障害福祉課地域支援係 ☎470・7747へ。

難病疾患啓発活動に対する補助金を交付します

難病疾患の啓発および支援のために活動する当事者団体等に対して、活動費の一部を補助します。ぜひ応募してください。

【対象】難病疾患の当事者団体等(対象団体は一団体)

申し込みと詳しくは、4月20日(月)までに障害福祉課地域支援係 ☎470・7747へ。

難病疾患啓発活動に対する補助金を交付します

難病疾患の啓発および支援のために活動する当事者団体等に対して、活動費の一部を補助します。ぜひ応募してください。

【対象】難病疾患の当事者団体等(対象団体は一団体)

申し込みと詳しくは、4月20日(月)までに障害福祉課地域支援係 ☎470・7747へ。

難病疾患啓発活動に対する補助金を交付します

難病疾患の啓発および支援のために活動する当事者団体等に対して、活動費の一部を補助します。ぜひ応募してください。

【対象】難病疾患の当事者団体等(対象団体は一団体)

申し込みと詳しくは、4月20日(月)までに障害福祉課地域支援係 ☎470・7747へ。